

議案第20号

平成25年度狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業特別会計予算

予算別冊のとおり

平成25年2月22日提出

狭山市長 仲川 幸成

平成25年度狭山都市計画事業 狭山市駅東口土地区画整理事業特別会計予算

平成25年度狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ726,197千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 事業収入		千円 197,938
	1 保留地処分金	197,938
2 国庫支出金		54,450
	1 国庫補助金	54,450
3 繰入金		433,706
	1 他会計繰入金	433,706
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		3
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
	3 延滞金、加算金及び過料	1
6 市債		40,000
	1 市債	40,000
歳入合計		726,197

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 98,366
	1 総務管理費	98,366
2 事業費		585,388
	1 事業費	585,388
3 公債費		42,443
	1 公債費	42,443
歳出合計		726,197

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業費	千円 40,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
計	40,000			